

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08 026

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次 次
臣 秘官官審審長長

① 経 官 有 総 官 外
大 人 了 察 括 房 研
使 使 大 審 審 審 長

縦口対文②厚情研

察人③在儀警史オ

④ 報 官 審 報 際 内 外 プ

文 長 審 一 二

⑤ 政 保 対 旅 外

長

⑥ 地 中 東

⑦ 東 西

北 米 長 審 一 二 保 地

中 南 長 参 一 二

欧 審 西 口 洋

長 西 東

ア 長 審 一 二 ア ア

⑧ 次 総 経 途

参 経 漁 国

長 経 エ 国
安 ネ 二

参 海 審 準

経 協 長 審 調 国 開 無

長 審 調 有 理

⑨ 審 条 協 規

国 審 政 経 人

長 参 軍 社

科 審 科 原

⑩ 審 調 長 企 安

総 番 号 R 2 2 5 0 5 8

主 管

月 4 日

韓 国 発

亜 北

平成 4 年 1 1 月 4 日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

川 島 臨時代理大使

在韓ひ爆者支援拠出金

秘密指定解除
公文書監理室

第 4 1 3 9 号 秘 至 急 (ゆう先処理)

(以下FAX送信 SO4348-06)

秘密指定解除

公文書監理室

SO^4343-1

貴電ア北第1405号及び往電第3504号2.に關し、

10月20日、呉松(ハツ)外務部東北亞1課事務官より相馬に対し、当方よりかねてから督促していた冒頭貴電2. (1)の点につき文書手交のうえで説明越したので、右文書を、仮訳を付して別FAX信にて送付する。右文書の内容、及びその内容中必ずしも明確でないと思われる部分等につき同日以降相馬より数度にわたり行った照会に対する先方の説明を踏まえて、現時点で把握し得ると考えられる韓国政府の被爆者対策に係る全体計画、実施体制、韓国側財政措置、平成3年度分の拠出金の使用状況、取りまとめ以下1.の通り。また、上記説明の際に、先方が、平成3年度の拠出金が大韓赤十字社の銀行口座に預金されている間に生じた利^息の使用について述べたところ、以下2.の通り。右説明に対し、当方からは、本件支援開始時と同一と言えない面のある計画の提示には問題があると考える旨とりあえず指摘したが、先方は本省への報告を強く要請越した。

下記1.及び2.を踏まえ、本件拠出金平成4年度分の拠出に關する今後の取進め振り、利息についての考え方を含め、対応振り御開示願いたい。

1.

(1) 韓国側の被爆者対策に係る全体計画

(イ) 治療費支援

被爆者協会に登録された在韓被爆者を対象とし、大韓赤十字社病院及び指定医療機関における治療費を支援する。医療保険の対象となる治療項目に要する費用のうち医療保険から手当される部分以外(本人負担額)の全額を支援することとするが、韓国側がその50%を負担し、残りの50%を日本からの支援拠出金より支出する。

但し、コンピューター断層撮影、超音波検査等の医療保険対象外の治療項目に要する費用については、全額日本からの拠出金より支出する。(当

秘密指定解除

公文書監理室

SU4343 -2

方より、「治療費」については、治療項目の種類の種類にかかわらず、医療保険で手当てされない部分の50%を韓国側が負担する、というのが当初の理解と考える旨、とりあえず指摘。）

(ロ) 健康診断費支援

被爆者協会に登録された原爆被害者、及びその子女で被爆者協会を通じ大韓赤十字社に診療登録を行い同社より健康診断診療証を発給された者を対象とし、大韓赤十字社病院及び指定医療機関における健康診断費を支援する。健康診断は隔年で一般的な診断項目（体重、視聴力、血圧等の検査、血液検査、肝臓検査、尿検査、歯科検査）につき実施する。この健康診断費用は1回につき20,000ウォンとし、これを日本からの拠出金より全額支出する。（但し、一般的な診断項目は徐々に増やしていく方針であり、それに応じて健康診断費用は増えることが見込まれる。）また、健康診断の結果、異常が発見される者に対しては、精密検査を実施し、この費用についても日本からの拠出金より全額支出する。

(ハ) 診療補助金支援（下記2.参照）

(二) 原爆被害専門診療所の増築

原爆被害者の後遺症の特殊性に鑑み、効果的な治療を実施するために原爆被害専門の病院の設立が必要であるところ、全く新規に病院を設立するよりも既存の施設を利用することが効率的であるとの観点から、現在被爆者が最も多く居住する慶尚南道陝川にある原爆被害専門の保健所を、国営病院（600坪余り、30病床の規模）に拡大増築して、運営する。同病院の増築費、機材整備費等は日本からの拠出金より支出し、完成後の同病院の管理・運営費は韓国側が負担する。なお、病院に関するかかる費目が本件拠出金の使用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」）に明示的に含まれているのかどうかについては、議論を要するかと韓国側では考えている。

また、同病院における被爆者の治療費の負担のしかたについては、上記

秘密指定解除

公文書監理室

S004348 3

(イ) に準ずる。

(水) 健康福祉会館の設立

被爆者の福利厚生の上昇のため、50名以上の被爆者の収容が可能な健康福祉会館（従来「健康福祉センター」と称していたもの。敷地1,000坪、建坪1,000坪の規模を検討中）を、前述の陝川に設立する。同会館には、宿泊施設、休憩室、面談室、食堂のほか、スポーツ施設等の付属施設も設けて、被爆者の便宜を図る。同施設に関しては、敷地は韓国側が準備し、建築費及び機材整備費は日本からの拠出金より2.5億ウォンを支出する予定であり、完成後の管理・運営費は、設立後5年間については日本政府支援金の利息を活用することとし、その後は韓国側が手当てする。

（当方より、「利息の活用」については、とりあえず、以下2.末尾と同様の問題点があり得る旨指摘。）

また、同会館の運営状況に応じ、他の地域に順次追加的に（7か所程度）小規模な支部を設立することを検討している。これら支部の設立に要する経費については、同会館の設立に準じて、敷地は韓国側が準備し、建設費及び機材整備費は日本からの拠出金より支出する。

(2) 実施体制

日本政府支援金を効率的に管理することを通じ被爆者の福祉増進に資するために、基金管理財団（日本から受領した本件拠出金を「基金」と称するものの模様。）を設立する。保健社会部より1名、大韓赤十字社より2名、被爆者協会より2名の枠で理事を選出して理事会を構成したところであるが、正式に財団法人として保健社会部に登録するのは、平成4年度分の拠出金が日本政府から送金された後とする。同財団は、治療費・健康診断費の支援、原爆被害専門病院の増築、健康福祉会館の設立等に関わる日本からの拠出金の管理・支出とそれに関連する事務（具体的には、原爆被害専門病院、健康福祉会館の建増築の業者選定や発注などを含む）、及び完成した健康福祉会

秘密指定解除

公文書監理室

秘

S004349 4

館の管理・運営を担当する。なお、同財団そのものの管理・運営費は日本からの拠出金より支出する。（当方より、この財団の管理・運営費とガイドラインとの関係については、検討を要するととりあえず考える旨指摘。）

同財団が設立されるまでの治療費・健康診断費の支援は、これまで通り大韓赤十字社が行う。

(3) 韓国側財政措置

92年度予算では韓国側が負担する治療費支援のための予算が計上されており、逐次執行されてきている。明年1月1日より執行される予定の93年度予算においては、かかる治療費支援のための予算のほか、健康福祉会館の敷地買入のための予算2億ウォンが計上される見通しである。

(4) 平成3年度分の拠出金の使用状況

平成3年度分の拠出金17億円は91年11月に大韓赤十字社の銀行口座に入金された時点でウォン貨に換算した。本年8月31日現在、収入総額が、10,497,271千ウォン（日本政府支援金が9,718,550千ウォン、利息が778,721千ウォン）である。このうち、92年8月31日までに405,446千ウォンが使用されており、その内訳は、診療及び健康診断費が合わせて395,646千ウォン（治療費^{17,100千}390,922千ウォン、健康診断費^{2,200千}4,724千ウォン）、葬祭費が9,800千ウォンである。葬祭費は、被爆者協会の要望に基づき、治療の甲斐なく亡くなった被爆者の葬儀に要した費用を大韓赤十字社が既に支出したもので、ガイドライン第2項の趣旨（拠出金をもって具体的支援を行うに当たり被爆者協会の意見を尊重する）から見て、同ガイドラインからはずれるものではないと考えた。（この点に関し、当方より、かかる葬祭費への使用事実については東京に報告することとするが、とりあえず、①当方（当館）としては、本件拠出金が葬祭費として使用された事実を知ったのは今回の説明が初めてである、②ガイドライン第6項には、日本政府及び大韓赤十字社が拠出金の使途に関し随時連絡・協議する旨の規定があるが、葬祭費への使用について

秘密指定解除

公文書監理室

SO[^]4348 5

は何ら連絡・協議を受けていないと承知している、と述べておいた。)

なお、8月31日現在の残額は、10,092,825千ウォンである。

2. 在韓被爆者支援のための日本からの拠出金の平成8年度分17億円は、昨年11月に拠出されて以来、その一部は治療費・健康診断費支援に支出されているが、その大部分は大韓赤十字社の口座にあり、それから生じた利息が約7億7870万ウォンになっている(下記1.(4))。大韓赤十字社より日本政府に対し、外交ルートを通じて、この利息の一部を「診療補助金」として被爆者に支給することにつき協議を行いたい旨の連絡があったのでお知らせする。

「診療補助金」の支給は、在韓被爆者の大部分が生活保護を要する厳しい経済状況にある現状を踏まえ、日本の支援の一つの柱となっている治療費支援をより効果的なものとするために、在韓被爆者に対し医療保険料、交通費、看護費等の支援のために現金を支給するものである。日本からの拠出金自体の用途については、その全体規模を決定した時点で既に一旦決めてあるため、かかる現金支給のための資金源を利息に求めることとしたい。例として挙げている医療保険料は被爆者への治療費となって還元されるものであり、交通費は公共交通機関を使用することが困難な被爆者がタクシーを使用せざるを得ない場合の負担を軽減するものとなり、また、看護費は身寄りがない等の理由で入院中に家族の看護を得られない被爆者が看護人を雇う費用に当てられるものとなるなど、いずれも本件拠出金が対象としている被爆者に対する治療の一部と考えられ、または治療の効果を増し、もって被爆者の福祉増進に役立つものと思料する。

基本方針としては、92年7月から12月までの6か月間につき、(すでに経過した時期については遡及して)被爆者を対象に、一人毎月5万ウォンずつ(6か月間で30万ウォン)診療補助金を支給することとするところ、対象となる被爆者の数は現在約2300人であるので、日本からの拠出金の

秘密指定解除

公文書監理室

秘

S004349

6

利子の範囲内で手当て可能である。

経緯を述べれば、9月に大韓赤十字社、外務部、保健社会部、被爆者協会の関係者等の会合が開かれ、今後の被爆者福祉増進策について協議が行われた。その際に、保健社会部、大韓赤十字社及び被爆者協会から上記のアイデアが提案され、日本政府に通報だけ行って即刻実現に移すべきとの意見が出た（このアイデアは、元々、在韓被爆者の厳しい経済状況を訴える被爆者協会が考えたものであり、保健社会部及び大韓赤十字社がこれを受け入れたものとの由）。外務部としては、アイデアの目的の良否はともかく、日本側との協議を経る必要があると主張して、最終的に上記の大韓赤十字社の日本政府との協議提案に到った次第である。

（これに対し、当方より、お申越しの点は東京に伝達することとするが、とりあえず、①本件拠出金から診療補助金との趣旨で支出を行うこと、またそれが被爆者自身への現金支給の形態をとること等は、そもそも本件拠出金の用途として適当なのかどうか困難な検討を要すると考える、②また、かかる使用が認められる場合、これが前例となり、~~本件~~拠出が実施される平成4年度分を含め大韓赤十字社の口座に振り込まれた本件拠出金にますます多くの利息を発生せしめる動機を生んで、この結果被爆者健康福祉センター建設等がますます遅延する一方、現金支給等の形態による利息の使用がますます拡大することが危惧され、これも容易な問題ではないと考える、と述べておいた。

これに対し、先方は、さらに、必ずしも意図したところではないが、本件拠出金に利息が生じていることは現実であり、これの使用は必要なものと考えられ、このため、何らかの「歯止め」を設けたうえで利息を本件拠出の趣旨を増進せしめるべく支出することは適当なことと考えられるので、是非御検討をお願いしたいと、述べていた。）

F A X 信

秘密指定解除

公文書監理室

秘

総 番 号 R 2 2 5 0 5 9

月 4 日

平成 4 年 1 1 月 4 日

韓 国 発

本 省 着

主 管

亜 北

外 務 大 臣 殿

川 島 臨時代理大使

在韓の爆音支援砲出金

F A X 信 秘 至急 (ゆう先処理)

(以下 F A X 送信 SO 4 3 4 9 - 0 9)

往電第 4139 號別FAX信

SO4349 -1

原爆被害者支援事業（案）

1992年10月

外務部

1. 原爆被害者支援事業の推進計画

(1) 診療及び健康検診事業

(イ) 目的：在韓被爆者及びその子女の健康維持及び増進を図る。

(ロ) 対象：韓国原爆被害者協会（以下「原爆協会」という。）に登録された原爆被害者、及びその子女で診療登録をすませ健康診断診療証を発給された者。

(ハ) 基本方針

○在韓原爆被害者の治療と健康診断を実施。

○原爆被害者の子女に対しては希望により健康診断を実施。

(ニ) 細部運営方策

○診療事業

一原爆被害の歴史的特殊性を勘案し、治療費のうち本人負担額の全額を支援。（政府負担50%、日本政府支援金50%）

一診療費を全額支援するという原則の下に、コンピューター断層撮影、超音波検査等の医療保険対象外の項目に対しては、診療費全額支援を推進。

（当館注：「推進」とは、今後の実現を図る、との趣旨との由。）

○健康診断事業

一健康診断実施機関：大韓赤十字社病院及び指定医療機関。

一検診方法

S04349 -2

- ・ 検診は隔年制で実施。
- ・ 検診項目は、一般的な項目を基礎として実施し、漸進的に拡大。
- ・ 検診の結果が正常でない者には、特殊精密検査を実施し、治療を受けられるように支援。

一 検診費用及び項目

- ・ 検診費用は、20,000ウォン。
- ・ 検診項目
 - 体位検査（体重、視力、聴力、血圧）
 - 血液検査（血色素、血糖、コレステロール、血清GOT、血清GPT、クレアチニン）
 - 肝炎検査（抗原、抗体）
 - 尿検査（尿糖、尿蛋白）
 - 歯科検査（虫歯、欠損歯、歯肉疾患）

○ 診療補助金支援

- 一 対象：原爆被害者一世
- 一 目的：在韓原爆被害者の大部分が生活保護を要する経済状況にあるため、医療保険料、交通費、看護費等を支援。
- 一 基本方針：原爆被害者一世当たり月5万ウォンずつ（年間60万ウォン）診療補助金を支援。
- 一 財源の調達：日本政府支援金の利息の範囲内。

（2）原爆診療病院の増築

（イ）目的

- 原爆被害者の後遺症の特殊性のため、及び診療の便宜を図るため、原爆被害専門病院を設立。

（ロ）基本方針

- 現在、陝川の原爆診療所を病院級の保健医療院に拡大・改編し、統合・

S004349-3

運営。

○原爆患者を無料で診療するが、国家及び基金管理財団法人で一定額を補助。

(ハ) 施設規模

○陝川郡の保健所を、600坪余り、30病床の規模に改築、活用。

(二) 財政の調達

○建築費及び機材整備費：日本政府支援金（具体的な額は未定）。

○管理・運営費支援：国庫（具体的な額は未定。但し、政府補助金50%と地方自治団体支援金50%）。

(3) 健康福祉会館の建立

(イ) 目的

○原爆被害者のための休養・娯楽施設の設立。

○各種付帯施設の設置により、収容者に便宜を図る。

(ロ) 施設規模

○50人以上の収容が可能なように設立。

○敷地1,000坪、建坪1,000坪の規模で推進。

(ハ) 設置箇所及び場所

○原爆被害者が最も多く居住する慶尚南道陝川地域に1か所新築。

○運営状況に応じ、ほかの地域に順次追加的に建立することを検討。

(二) 財政の調達

○敷地買入費：国庫2億ウォン（1,000坪余り）

○建築費及び装備費：日本政府支援金2.5億ウォン（予定）

○管理・運営費：設立後5年間は基金の利息を活用。

※財団法人が設立されれば、同法人が管理・運営。

(4) 財団法人設立

(イ) 目的

S04349 -4

- 原爆被害者の福祉増進作業の効率性を高める。
- 健康福祉会館の設立等、日本政府支援金の管理。

(ロ) 推進方策

- 保健社会部、大韓赤十字社、原爆協会で発起人候補を推薦。
- 同発起人が引き続き理事となり、理事会で定款を制定。

(ハ) 主要資産

- 日本政府支援金（40億円）で、基金を出捐。

2. 日本政府支援金の執行現況

(1) 概要

- 90年5月の大統領訪日の際に、日本政府から在韓原爆被害者支援金として総額40億円を支援することとし、その第1回分として91年11月に17億円を受領した。23億円は92年度下半期に送金される予定。

(2) 基金執行現況（92年8月31日現在）

○収入総額：	<u>10,497,271千ウォン</u>
－日本政府支援金：	9,718,550千ウォン
－利子：	778,721千ウォン
○執行総額：	<u>405,446千ウォン</u>
－診療及び健康検診費：	395,646千ウォン
－葬祭費：	<u>9,800千ウォン</u>
○残額：	<u>10,092,825千ウォン</u>

S0^4349 -5

원폭피해자 지원사업(안)

1992. 10.

외무부

S04349 - 6

1. 원폭피해자 지원사업 추진계획

가. 진료 및 건강검진 사업

- 1) 목 적 : 재한원폭피해자와 그 자녀들의 건강유지 및 증진 도모
- 2) 대 상 : 한국원폭피해자협회 (이하 "원폭협회"라 함)에 등록된 원폭피해자
및 그자녀로서 진료등록을 필하여 건강진단진료증을 발급 받은자

3) 기본방침

- 재한 원폭피해자들의 치료와 건강진단을 실시
- 원폭피해자의 자녀에 대하여는 희망에 의하여 건강진단을 실시

4) 세부 운영방안

○ 진료사업

- 원폭피해의 역사적 특수성을 감안하여 치료비중 본인부담액 전액 지원
(정부부담 50%, 일본정부 지원금 50%)
- 진료비를 전액지원한다는 원칙하에, 컴퓨터 단층촬영, 초음파검사등의
의료보험 비급여항목에 대하여는 진료비 전액지원 추진

○ 건강진단 사업

- 건강진단 실시기관 : 대한적십자사 병원 및 지정의료기관
- 검진방법
 - 검진은 격년제로 실시
 - 검진항목은 일반적인 항목을 기초로 실시하며 점진적으로 확대
 - 검진결과 비정상인 자에게는 특수정밀검사를 실시하여 치료 받을
수 있게 지원
- 검진비용 및 항목
 - 검진비용은 20,000원
 - 검진항목

S004349 - 7

- 체위검사(체중, 시력, 청력, 혈압)
- 혈액검사(혈색소, 혈당, 콜레스테롤, 혈청GOT, 혈청GPT, 크리아티닌)
- 간염검사(항원, 항체)
- 뇨검사(뇨당, 뇨단백)
- 흉부 X-선 직접촬영
- 치과검사(우식증, 결손치, 치주질환)

○ 진료보조금 지원

- 대 상 : 원폭피해자 1세
- 목 적 : 재한 원폭피해자의 대부분이 생활보호를 요하는 형편
이므로 의료보험료, 교통비, 간병비등을 지원
- 기본방침 : 원폭피해자 1세대당 월5만원씩 (연간 60만원)진료보조금
지원

재원조달 : 일본정부 지원금의 과실수입 범위내

나. 원폭진료병원 증축

1) 목 적

- 원폭피해자 후유증의 특수성 및 진료의 편리를 도모키 위하여 원폭피해
전문병원 설립

2) 기본방침

- 현재 합천 원폭진료소를 병원급의 보건의료원으로 확대 개편하여 종합 운영
- 원폭환자를 무료로 진료하되, 국가 및 기금관리 재단법인에서 일정액보조

3) 시설규모

- 합천군 보건소를 600여평 30병상 규모로 개축 활용

4) 재정조달

- 건축비 및 장비비 : 일본정부 지원금 (구체액수 미정)
- 관리운영비 지원 : 국고 (구체액수 미정 단 정부보조금 50%의
지방자치단체 지원금 50%)

다. 건강복지회관 건립

S04349 - 8

1) 목 적

- 원폭피해자를 위한 휴양 위락시설 설립
- 각종 부대시설 설치로 수용자에게 편의를 도모

2) 시설규모

- 50인 이상 수용이 가능하도록 설립
- 대지 1,000평, 건평 1,000평 규모로 추진

3) 설치개소 및 장소

- 원폭피해자가 가장 많이 거주하는 경남 합천지역에 1개소 신축
- 운영 상황에 따라 타지역에 연차적 추가 건립 검토

4) 재정조달 (합천 건강복지회관)

- 부지매입비 : 국고 2억원 (1,000여평)
 - 건축 및 시설비 : 일본정부 지원금 25억원 (예상)
 - 관리·운영비 : 설립후 5년간은 기금이자 활용
- ※ 재단법인 설립시는 동 법인이 관리운영

라. 재단법인 설립

1) 목적

- 원폭피해자 복지증진사업의 효율성 제고
- 건강복지회관 설립등의 일본정부지원금 관리

2) 추진방안

- 보사부, 대한적십자사, 원폭협회에서 발기인 후보 추천
- 동 발기인이 이사로 승계되어, 이사회에서 정관 제정

3) 주요자산

- 일본정부 지원금 (40억엔)으로 기금 출연

2. 일본정부지원금 집행현황

SO4349 - 9

가. 개요

- '90.5 대통령 방일시 일본정부에서 재한 원폭피해자 지원금으로 총40억엔을 지원키로 하고 1차로 '90.11 대한적십자사에서 17억엔을 수령한 바 있으며, 23억엔은 '92년도 하반기에 송금될 예정

나. 기금집행 현황 ('92.8.31 현재)

- 수입총액 : 10,497,271천원
- 일본정부지원금 : 9,718,550천원
- 이자수입 : 778,721천원
○ 집행총액 : 405,446천원
- 진료 및 건강검진비 : 395,646천원
- 장 제 비 : 9,800천원
○ 잔 액 : 10,092,825천원